事業主の皆さまへ

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を整備しましょう

労働安全衛生法では、所在地が異なる事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任及び安全委員会、衛生委員会の設置を義務付けています。

また、労働災害を防止するために管理を必要とする一定の作業については、各事業場の作業内容、規模等に応じて、作業主任者の選任を義務付けています。

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。

【目　次】

- 総括安全衛生管理者…… 2
- 安全管理者…… 4
- 衛生管理者…… 7
- 産業医…… 11
- 安全衛生推進者…… 16
- 安全・衛生委員会…… 20
- 作業主任者…… 24

選任報告の様式は厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。

安全衛生関係主要様式　検索

インターネット上で選任報告書等を作成することができます。

労働安全衛生法　入力支援サービス　検索

厚生労働省
岩手労働局・一関労働基準監督署

R5.10修正

○総括安全衛生管理者

労働安全衛生法第10条（労働安全衛生法施行令第２条、労働安全衛生規則第２条等）

１　選任の基準

業　種	事業場の規模 （常時使用する労働者数※）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

※　常時使用する労働者には、正社員の他、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等、名称の如何にかかわらず、常態としてその事業場で使用される労働者が含まれます。

２　資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長、作業所長等名称は問わない）。

３　職　務

安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

①　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
②　労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
③　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置(健診結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業の管理及び健康教育、健康相談等)に関すること
④　労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
⑤　安全衛生に関する方針の表明に関すること
⑥　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
⑦　安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
⑧　その他の労働災害を防止するため必要な業務

報告書記入例（総括安全衛生管理者）

様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（表面）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401

労働保険番号 0310500000000000001　ページ 1 / 総ページ 1

事業場の名称：岩手労働安全衛生株式会社　一関工場

事業の種類：製造業（物の加工業を含む）

事業場の所在地：郵便番号（021-0864）　岩手県一関市旭町〇〇一△△

電話番号：0191-23-0000

労働者数：350

計

産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数

ダッシュで区切る

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

フリガナ：イチノセキ　タロウ

被選任者氏名：一関　太郎

選任年月日：9041001（元号 年 月 日）

生年月日：5410827（元号 年 月 日）

選任種別：1

・安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務

記入不要

専属の別：1. 専属　2. 非専属

専任の別：1. 専任　2. 兼職

・総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要

昭和〇〇年3月　〇〇大学工学部卒業
昭和〇〇年4月　岩手労働安全衛生株式会社　入社
平成〇〇年4月　同社　本社工場　製造部　部長
令和〇〇年4月　同社　一関工場　工場長
産業安全の実務経験　30年

資格要件（総括安全衛生管理者）に係る学歴、職歴、勤務年数を確認。

・産業医の場合は医籍番号等

フリガナ：マエサワ　ジロウ

濁点も1マスの中に

前任者氏名：前沢　二郎

辞任、解任等の年月日：9040930（元号 年 月 日）

参考事項：人事異動による

解任者の有無を確認。

令和4年　10月　14日

事業者職氏名：岩手労働安全衛生株式会社　一関工場　代表取締役　岩手　一郎

一関 労働基準監督署長殿

受付印

原則として代表者職氏名を記入。なお、当該報告を行う職務権限が委譲されている場合には、事業者名を記入した上で、事業場の長の職氏名を記載しても差し支えありません。

○安全管理者

労働安全衛生法第11条（労働安全衛生法施行令第３条、労働安全衛生規則第４条等）

１　選任の基準

業　種	事業場の規模 （常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

なお、下表に掲げる事業にあっては、１人を専任の安全管理者とすることが必要です。

業　種	事業場の規模 （常時使用する労働者数）
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
選任基準に該当する業種のうち、上段の業種を除く事業場(過去３年間の労働災害による休業１日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る)	2,000人以上

２　資格要件

①　下表の年数以上産業安全の実務(※１)に従事した経験を有し、かつ安全管理者選任時研修(※２)を修了した者

	大学・高等専門学校卒	高等学校卒	その他
理科系統	２年	４年	７年
理科系統以外	４年	６年	

②　労働安全コンサルタント

③　平成18年10月１日時点において安全管理者としての経験が２年以上ある者　(経過措置)

※１「産業安全の実務」とは必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

※２　労働安全衛生規則第５条第１号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修

（平成18年.2.16　厚生労働省告示第24号）

3　職　務

（１）安全管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

① 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止措置(設備新設時、新生産方式採用時等における安全面からの検討を含む。)

② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的な点検及び整備

③ 作業の安全についての教育及び訓練

④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討

⑤ 消防及び避難の訓練

⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督

⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置など

(昭和47.９.18基発第601号の１)

（２）巡視及び権限の付与

① 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

② 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

4　選任報告時に必要な添付資料

労働基準監督署に選任報告を提出していただく際には、選任しようとする安全管理者の資格要件に応じて、次のとおりその内容を証する添付書類を提出していただく必要があります。

資格要件	添付資料
①安全管理者選任時研修等を修了した者	①安全管理者選任時研修の修了証等の写し
②労働安全コンサルタント	②必要な添付書類なし
③平成18年10月１日において安全管理者としての経験年数が２年以上の者	③左記を証する書面の写し(実務経験証明書等)

報告書記入例（安全管理者）

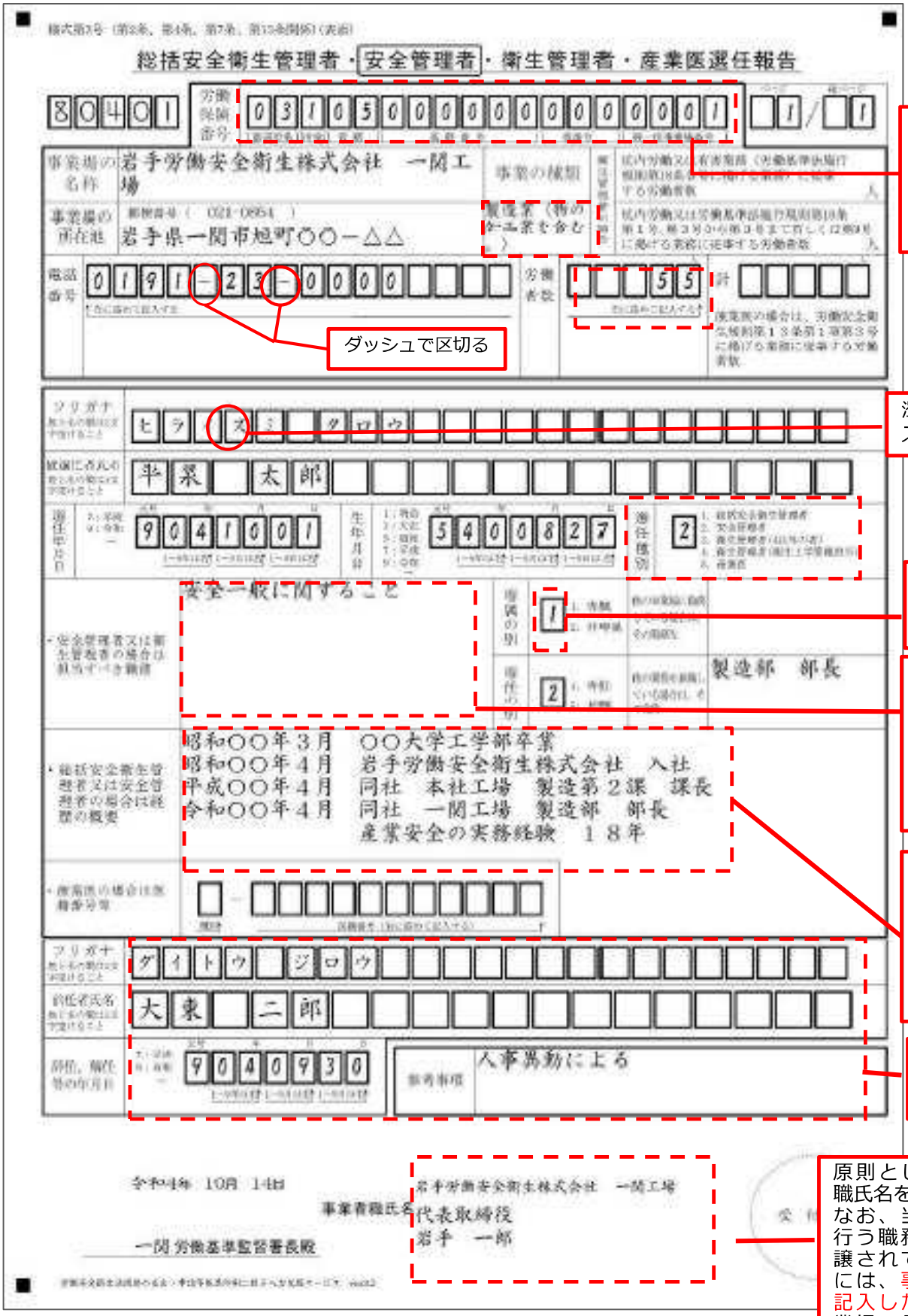

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

ダッシュで区切る

濁点も１マスの中に

専属となっているか。

複数の安全管理者を選任し、職務区分が分かれている場合は当該安全管理者の担当職務を記入。

資格要件（安全管理者）に係る学歴、職歴、勤務年数を確認。

解任者の有無を確認。

原則として代表者職氏名を記入。
なお、当該報告を行う職務権限が委譲されている場合には、事業者名を記入した上で、事業場の長の職氏名を記載しても差し支えありません。

○衛生管理者

労働安全衛生法第12条（労働安全衛生法施行令第４条、労働安全衛生規則第７条等）

１　選任の基準

<table>
<tr><th>業種</th><th>事業場の規模
(常時使用する労働者数)</th><th>衛生管理者
の人数</th><th>衛生管理者のうち１人を専任としなければならない事業場</th><th>衛生管理者のうち１人を衛生工学衛生管理者免許所持者としなければならない事業場</th></tr>
<tr><td rowspan="8">全ての業種</td><td>50人未満</td><td colspan="3">選任の義務なし</td></tr>
<tr><td>50人～200人</td><td>1人</td><td colspan="2" rowspan="2">該当なし</td></tr>
<tr><td>201人～500人</td><td>２人</td></tr>
<tr><td>501人～1,000人</td><td>３人</td><td>坑内労働又は労働基準法施行規則第18条の業務に常時30人以上の労働者が従事している場合</td><td rowspan="5">坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第１号、３号、４号、５号、９号の業務に常時30人以上の労働者が従事している場合</td></tr>
<tr><td>1,001人～2,000人</td><td>４人</td><td rowspan="3">該当</td></tr>
<tr><td>2,001人～3,000人</td><td>５人</td></tr>
<tr><td>3,001人以上</td><td>６人</td></tr>
</table>

【労働基準法施行規則第18条】

① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
④ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
⑤ 異常気圧下における業務
⑥ さく岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
⑨ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
⑩ 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

2　資格要件

業種	衛生管理者になれる者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業	・第一種衛生管理者免許 ・衛生工学衛生管理者免許を有する者 ・医師 ・歯科医師 ・労働衛生コンサルタント ・教育職員免許法第４条の保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校に在職する者(常勤勤務者) ・学校教育法による大学又は高等専門学校において保健体育に関する科目を担当する教授、准教授又は講師(常勤勤務者)
その他の業種	上記に加えて、第二種衛生管理者免許を有する者

3　職　務

（１）衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

①　健康に異常のある者の発見及び処置

②　作業環境の衛生上の調査

③　作業条件、施設等の衛生上の改善

④　労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

⑤　衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

⑥　労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成

⑦　衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

（２）衛生工学衛生管理者の管理すべき事項

①　作業環境の測定及びその評価

②　作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等

③　作業方法の衛生工学的改善

④　その他職務上の記録の整備等

（３）巡視及び権限の付与

①　衛生管理者は、少なくとも毎週１回作業場等を巡回し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

②　事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければなりません。

４　選任報告時に必要な添付資料

労働基準監督署に選任報告を提出していただく際には、選任しようとする衛生管理者の資格要件に応じて、次のとおりその内容を証する添付書類を提出していただく必要があります。

資格要件	添付資料
①衛生管理者(第一種、第二種)免許を有するもの	①衛生管理者免許証の写し
②衛生工学衛生管理者免許を有するもの	②衛生工学衛生管理者免許証の写し
③医師	③医師免許証の写し
④歯科医師	④歯科医師免許証の写し
⑤労働衛生コンサルタント	⑤労働衛生コンサルタント登録証の写し
⑥保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校免許状又は養護教諭免許状を有する者で、学校教育法第１条の学校に在職するもの	⑥・教諭免許状の写し ・左記を証する書面の写し(在職証明書など)
⑦学校教育法による大学又は高等専門学校において保健体育に関する科目を担当する教授、准教授又は講師	⑦左記を証する書面の写し(在職証明書など)

報告書記入例（衛生管理者）

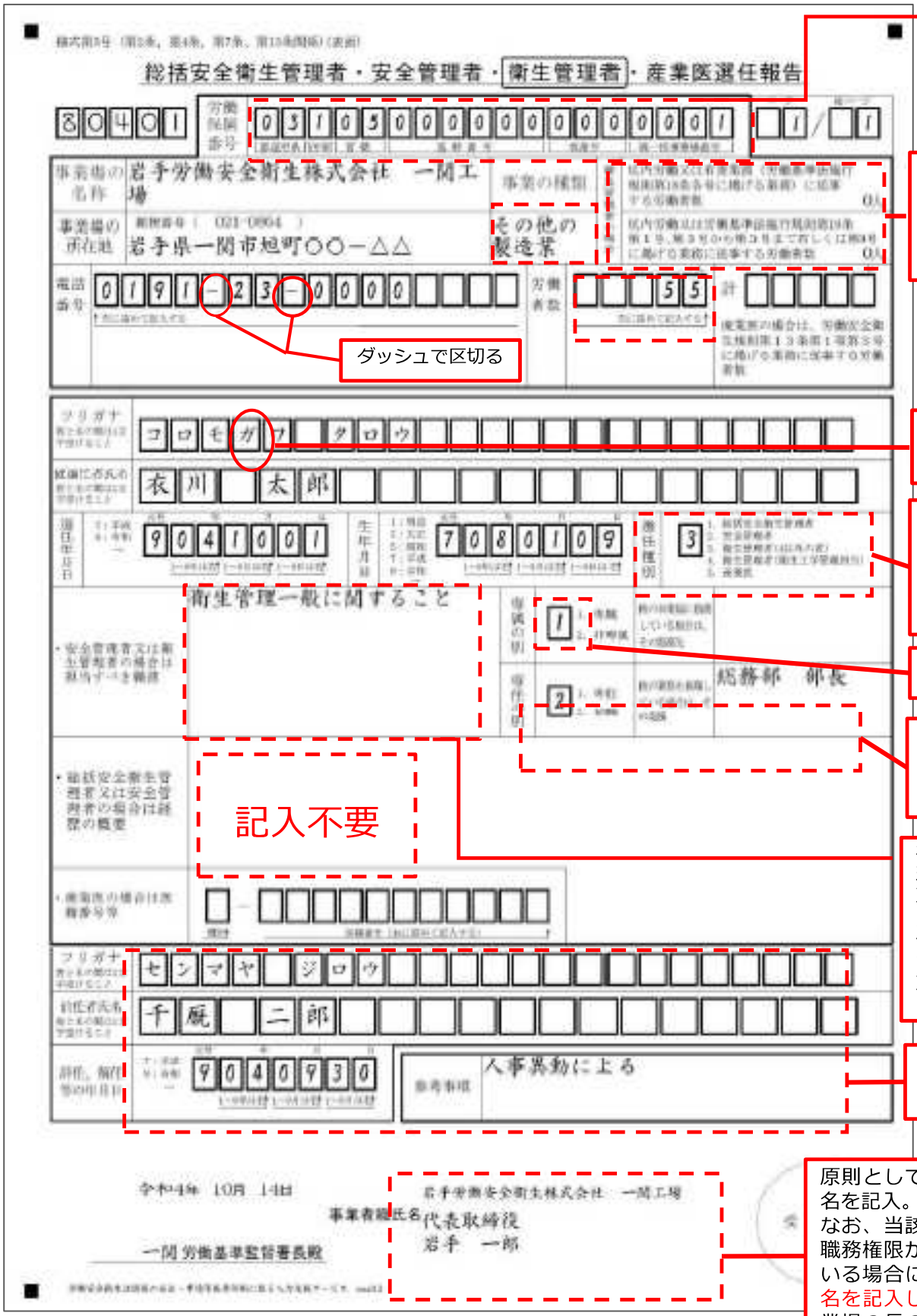

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

労基則18条の業務に従事する労働者数を記入。

ダッシュで区切る

濁点も１マスの中に

衛生工学衛生管理者の場合は「４」を記入。

専属となっているか。

兼職の場合、その業務が記入されているか。

複数の衛生管理者を選任し、職務区分が分かれている場合は当該衛生管理者の担当職務を記入。

解任者の有無を確認。

原則として代表者職氏名を記入。
なお、当該報告を行う職務権限が委譲されている場合には、事業者名を記入した上で、事業場の長の職氏名を記載しても差し支えありません。

○産業医

労働安全衛生法第13条（労働安全衛生法施行令第５条、労働安全衛生規則第13条等）

１　選任の基準

種 業	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	産業医 の人数	専属の産業医を選任しなければならない事業場
全 て の 業 種	50人未満	選任の義務なし※	
	50人～499人	1人	該当なし
	500人～999人	１人	労働安全衛生規則第13条第1項第３号イ～カの業務に常時500人以上の労働者が従事している場合
	1,000人～3,000人	１人	該当
	3,001人以上	２人 以上	

※労働安全衛生法第13条の２(労働安全衛生規則第15条の２)では、「産業医」の選任を要しない事業場にあっても、労働者の健康管理等を行う医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等にも努めるよう規定されています。

地域産業保健センター
案内リーフレット

【労働安全衛生規則第１３条第１項第３号】

イ　多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ロ　多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

ハ　ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

ニ　土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ホ　異常気圧下における業務

ヘ　さく岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務

ト　重量物の取扱い等重激な業務

チ　ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

リ　坑内における業務

ヌ　深夜業を含む業務

ル　水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ　鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

ワ　病原体によって汚染の恐れが著しい業務

カ　その他厚生労働大臣が定める業務（現行なし）

2　資格要件

医師で、かつ、次のいずれかの要件を備える者

① 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者

② 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者

③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の経験のある者

④ 平成10年９月末時点において、産業医としての労働者の健康管理等を行った経験が３年以上ある者(経過措置)

ただし、次に掲げる者(イ及びロにあっては事業場の運営について利害関係を有しない者を除く)以外の者から選任しなければなりません。

イ　事業者が法人の場合にあっては当該法人の代表者

ロ　事業者が法人でない場合にあっては事業を営む個人

ハ　事業場においてその事業の実施を統括管理する者

3　職　務

（１）産業医は、主に次の業務を行うこととなっています。

① 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

② 労働安全衛生法第66条の８第１項及び同法第66条の８の２第１項に規定する面接指導並びに同法第66条の９に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

③ 労働安全衛生法第66条の10第１項に規定する、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第３項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

④ 作業環境の維持管理に関すること

⑤ 作業の管理に関すること

⑥ 労働者の健康管理に関すること

⑦ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること

⑧ 衛生教育に関すること

⑨ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

なお、産業医は、これらの業務を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて誠実にその職務を行わなければなりません。

（２）勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。さらに、衛生委員会等に対して、労働者の健康確保のため、必要な調査審議を求めることができます。

ただし、勧告をしようとするときは、その趣旨も含めて事業者に十分に理解され、かつ、適切に共有されることにより、労働者の健康管理等のために有効に機能するよう、あらかじめ、勧告の内容について事業者の意見を求めることが必要です。

なお、事業者は産業医からの勧告があった際は、衛生委員会又は安全衛生委員会に報告するとともに、その勧告を尊重し、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合は、その旨・その理由)を記録し、３年間保存しなければなりません。

（３）定期巡視

少なくとも毎月１回作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

ただし、次の事項が産業医に提供されている場合で、事業者からの同意があった場合は、少なくとも2か月に１回とすることができます。

① 衛生管理者が行う職場巡視の結果

② 労働者の健康障害防止や健康保持のために必要な事項であって衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て産業医に提供することとした情報

（４）知識及び能力の維持向上

産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければなりません。

４　権限の付与

事業者は産業医に対し上記３(１)の職務をなし得る権限を与えなければなりません。

この権限の中には、

①　事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べる権限

②　産業医の職務を実施するうえで必要な情報を労働者から収集する権限

③　労働者の健康を確保するため緊急の必要性がある場合において、労働者に対して必要な措置をとることを指示する権限

も含まれます。

５　産業医に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供

産業医が産業医学の専門的立場から労働者の健康確保のために、より一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医を選任した事業者は、産業医に対して、次の事項を提供しなければなりません。

①　健康診断実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合は、その旨・その理由)

②　長時間労働者に対する面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合は、その旨・その理由)

③　ストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合は、その旨・その理由)

④　時間外・休日労働１か月あたり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報(高度プロフェッショナル制度対象労働者については、１週間あたりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間)

⑤　労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

※提供時期：①～③は、医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく

④は、当該超えた時間の算定を行った後、速やかに

⑤は、産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに

なお、「遅滞なく」とは概ね１月以内を、「速やかに」とは概ね２週間以内をいいます。

6　周知等

産業医を選任した事業場は、

①　産業医の業務の具体的な内容

②　産業医に対する健康相談の申し出の方法

③　産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

などを掲示する等により労働者に周知しなければなりません。

なお、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければなりません。

7　選任報告時に必要な添付資料

労働基準監督署に選任報告を提出していただく際には、選任しようとする産業医の資格要件に応じて、次のとおりその内容を証する添付書類を提出していただく必要があります。

資格要件	添付資料
①産業医研修を修了した者	①・医師免許証の写し ・産業医研修の修了証の写し
②産業医の育成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であっても厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業したものであって、その大学が行う実習を履修したもの	②・医師免許証の写し ・左記を証する書面の写し(履修証明書、卒業証書など)
③労働衛生コンサルタント試験(保健衛生区分)に合格したもの	③・医師免許証の写し ・合格証の写し
④大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者	④・医師免許証の写し ・左記を証する書面の写し(在職証明書の写しなど)
⑤平成８年10月１日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	⑤・医師免許証の写し ・研修の修了証の写し
⑥平成10年９月30日において産業医としての経験年数が３年以上である者	⑥・医師免許証の写し ・左記を証する書面の写し(実務経験証明書など)

報告書記入例（産業医）

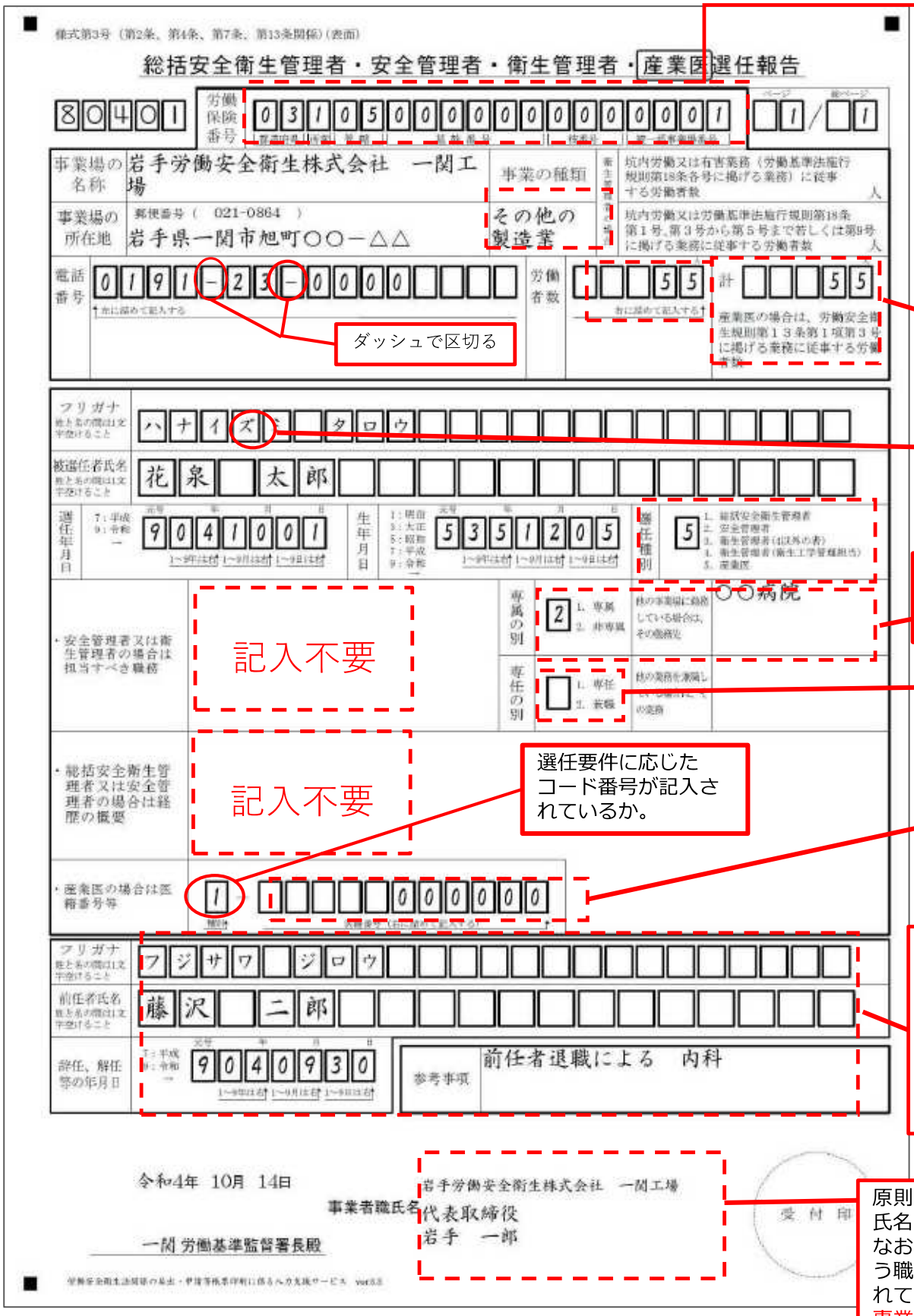

継続一括事業場については、被一括事業場番号を記入。

安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数を確認。

濁点も１マスの中に

専属とすべき場合の該当の有無を確認。

記入不要

選任要件に応じたコード番号が記入されているか。

医師免許証記載の医籍番号と一致するか。

解任者の有無を確認。
参考事項に専門科名及び開業している場合はその旨記入されているか。

原則として代表者職氏名を記入。
なお、当該報告を行う職務権限が委譲されている場合には、事業者名を記入した上で、事業場の長の職氏名を記載しても差し支えありません。

○安全衛生推進者・衛生推進者

労働安全衛生法第12条の２（労働安全衛生規則第12条の３等）

１　選任の基準

業種	事業場の規模 （常時使用する労働者数）	選任が必要な推進者
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	10人以上50人未満	安全衛生推進者
その他の業種	10人以上50人未満	衛生推進者

２　資格要件

労働安全衛生規則第12条の３及び安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63.９.５労働省告示80号)等で次のように定められています。

※衛生推進者にあっては、衛生の実務

（１）　安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習を修了した者

（２）　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後１年以上の 安全衛生の実務に従事した経験を有する者

（３）　学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者

（４）　５年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者

（５）　安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者

※（２）～（４）の要件を満たしている方にも養成講習等の受講をお勧めします。

３　職　務

安全衛生推進者(衛生推進者にあっては衛生に係る業務に限る。)は、主に次の業務を行うこととなっています。

① 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
② 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること
④ 安全衛生教育に関すること
⑤ 異常な事態における応急措置に関すること
⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の総計の作成に関すること
⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

４　周　知

安全衛生推進者等を選任した時は、当該安全衛生推進者等の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知を行うこととなっています。

※「見やすい箇所に掲示する等」の「等」には、腕章をつけさせる特別の帽子を着用させる等の措置が含まれます。（次頁に掲示例があります）

５　安全推進者の配置に係るガイドライン　(平成26.３.28基発0328第６号)

上記「１選任の基準」の表の「その他の業種」については、事業場の規模が10人以上であっても50人以上であっても、安全管理を行う者の選任は法令で定められていません。しかしながら、転倒災害や荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害などは業種に関係なく日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、安全活動を行う必要があります。

安全推進者の配置に係るガイドラインでは、安全推進者の職務として次の事項を定めています。

（１）　職場環境及び作業方法の改善に関すること
⇒職場内の整理整頓(４Ｓ活動)の推進、床の凹凸面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

（２）　労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること
⇒朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施等

（３）　関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

安全衛生推進者の職務

1　施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること

2　作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること

3　健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること

4　安全衛生教育に関すること

5　異常な事態における応急措置に関すること

6　労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

7　安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の総計の作成に関すること

8　関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

安全衛生推進者 氏　　名	

◯安全委員会・衛生委員会

労働安全衛生法第17、18、19条
（労働安全衛生法施行令第８、９条、労働安全衛生規則第21、22、23条等）

1　選任の基準

◯安全委員会

業種	事業場の規模 （常時使用する労働者数）
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上
製造業のうち上記以外の業種、運送業のうち上記以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・什器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上

◯衛生委員会

業種	事業場の規模 （常時使用する労働者数）
すべての業種	50人以上

※１　安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置することができます。（労働安全衛生法第19条）

※２　労働安全衛生規則第23条の２では、「安全衛生委員会」の設置を要しない事業場にあっても、労働者の意見を聴く機会を設けるよう規定されています。

2　委員会の構成

安全委員会	衛生委員会
①総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者のうちから事業者が指名したもの ②安全管理者のうちから事業者が指名した者 ③当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者	①総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者のうちから事業者が指名したもの ②衛生管理者のうちから事業者が指名した者 ③産業医のうちから事業者が指名した者 ④当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者

※　いずれの委員会も、①の委員を議長とし、それ以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき事業者が指名することとなっています。

3　委員会の開催

いずれの委員会も毎月１回以上開催し、次の事項を審議します。

安全委員会	衛生委員会
(1)労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること (2)労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること (3)前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項 ① 安全に関する規程の作成に関すること ② 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち安全に関すること ③ 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること ④ 安全教育の実施計画の作成に関すること ⑤ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること	(1)労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること (2)労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (3)労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること (4)前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び保持増進に関する重要事項 ① 衛生に関する規程の作成に関すること ② 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち衛生に関すること ③ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること ④ 衛生教育の実施計画の作成に関すること ⑤ 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること ⑥ 作業環境測定の結果及びその結果に基づく対策の樹立に関すること ⑦ 各種健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること ⑧ 労働者の健康の保持増進に必要な措置の実施計画の作成に関すること ⑨ 長時間労働による健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること ⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること ⑪ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること

※「安全衛生委員会」を設置した場合は、上表のすべての事項が審議事項となります。

4　記録の作成

委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを３年間保存することが必要です。

①委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容

②委員会における議事で重要なもの

5　議事概要の周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知することとされています。

①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける

②書面を労働者に交付する

③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

安全衛生委員会規程（例）

（目的）

第１条　この規程は、〇〇株式会社安全衛生管理規定に基づき、本社（事業場）安全衛生委員会（以下単に「委員会」という。）の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

（調査審議事項）

第２条　委員会は、第１条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出するものとする。

①　従業員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。

②　従業員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。

③　労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。

④　安全衛生に関する規程の作成に関すること。

⑤　リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策に関すること。

⑥　労働安全衛生マネジメントシステムに関すること。

⑦　安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。

⑧　化学物質に係る有害性調査とその結果に基づく対策に関すること。

⑨　健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。

⑩　従業員の健康保持増進に関すること。

⑪　長時間にわたる労働による従業員の健康障害防止に関すること。

⑫　メンタルヘルス対策に関すること。

⑬　その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

（委員会の構成）

第３条　委員会の委員は、次の者をもって構成する。

①　統括安全衛生管理者（選任義務がない事業場においては、事業の実施を統括管理する権限を有する者）。

②　安全管理者及び衛生管理者であって、会社が指名した者。

③　産業医であって会社が指名した者。

④　安全及び衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名した者。

２　委員長は、統括安全衛生管理者とする。

３　副委員長は、委員のうちから統括安全衛生管理者が指名した者とする。

４　会社は、委員長以外の委員の半数については、従業員の過半数で組織する労働組合（従業員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名することとする。

（委員の任務）

第４条　委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

２　副委員長は、各委員を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。

３　委員は、委員会に出席し、第２条の定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員が退職等により、欠員が生じた場合は速やかに補充する。補充委員の任期については、前任者残任期間とする。

（開催）

第６条　委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

①　緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

②　その他委員長が必要と認めたとき。

（成立）

第７条　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2　この委員会の議決は、原則として全会一致とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない時は、出席委員の過半数の同意により、決することができる。

（専門部会）

第８条　会社は、委員会の中に専門部会を設置することができる。

2　専門部会の委員は、委員長の指示により専門的な事項について調査を行い、これを委員会に報告する。

3　専門部会は、委員会の協議を経て委員長が招集する。

（専門部委員会等の出席）

第９条　委員長が必要と認めた場合は、専門部会委員又は委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。

（事務局）

第10条　事務局は、安全衛生担当部（課）とし、主として次の事務を行う。

①　委員会の召集及び付議に関すること。

②　委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。

③　委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。

④　その他委員会が依頼した事務。

2　議事及び重要事項の記録は３年間、これを保存し、記録の写しを〇〇室の掲示板に掲示して周知をするものとする。

（付則）この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日より施行する。

2　この規程は、必要に応じて改定する。

○作業主任者 労働安全衛生法第14条（労働安全衛生法施行令第6条、労働安全衛生規則第16条等）

1　選任の基準

令6条号別	名　称	選任すべき作業の区分	資格種類
1	高圧室内作業主任者	潜函工法その他圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業	免　許
2	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性のガスの容器を導管により連結又は９以下は、水素若しくは溶解アセチレンは400ℓ以上、他は1,000ℓ以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	免　許
3	林業架線作業主任者	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 ①　原動機定格出力7.5kwを超えるもの ②　支間の斜距離の合計が350m以上のもの ③　最大使用荷重が200kg以上のもの	免　許
4	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー取扱業務(小型を除く➡令１条４号) ①　特級＝伝熱面積合計500㎡以上(貫流のみは除く。) ②　１級以上＝伝熱面積合計25以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) ③　２級以上＝伝熱面積合計25㎡未満 ④　技能講習以上＝令６条16号イからニまでのボイラー	ボイラー技士免許者 又は 技能講習
5	エックス線作業主任者	次の放射線業務ただし医療用又は波高値による定格電圧が1,000kV以上のエックス線装置使用は除く。 ①　エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務 ②　エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査業務	免　許
5の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	免　許
6	木材加工用機械作業主任者	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター　合計５台以上 ただし、自動送材車式帯のこを含む場合　３台以上	技能講習
7	プレス機械作業主任者	動力プレス５台以上	技能講習
8	乾燥設備作業主任者	①　乾燥設備内容積１㎥以上(令別表第１危険物) ②　危険物以外設備、熱源として燃料又は電力使用	技能講習
8の2	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	技能講習
9	地山の掘削作業主任者	掘削面の高さ２m以上となる地山の掘削	技能講習
10	土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	技能講習
10の2	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	技能講習
10の3	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等覆工(ずい道型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	技能講習
11	採石のための掘削作業主任者	掘削高さ２m以上(採石法２条の岩石の採取のための掘削)	技能講習
12	はい作業主任者	高さ２m以上、はい付、くずし(ばら物荷、荷役機運転のみを除く)	技能講習
13	船内荷役作業主任者	船舶荷積卸し、船舶内荷移動(500t未満の船舶で揚貨装置を用いない作業)	技能講習
14	型枠支保工組立て等作業主任者	型枠支保工の組立、解体、(建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁を除く)	技能講習
15	足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出足場又は高さ５m以上の足場の組立、解体、変更(ゴンドラのつり足場を除く)	技能講習
15の2	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔(高さ５m以上)の組立、解体、変更	技能講習
15の3	鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの(高さ５m以上又は橋梁支間30m以上)の架設、解体又は変更	技能講習
15の4	木造建築物の組立て等作業主任者	木造建築（軒の高さ５m以上)の部材の組立、屋根下地、外壁下地の取付	技能講習
15の5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造工作物(高さ５m以上)の解体、破壊	技能講習
16	コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの(高さ５m以上又は橋梁支間30m以上)の架設又は変更	技能講習
17	第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器の取扱作業(令１条６号の小型圧力容器及び令６条17号イ・ロを除く)	※
18	特定化学物質作業主任者	令別表第３に掲げる特定化学物質の製造、取扱い作業	技能講習
19	鉛作業主任者	令別表第４の鉛業務１号～10号(遠隔操作を除く)	技能講習
20	四アルキル鉛等作業主任者	令別表第５の四アルキル鉛業務１号～６号、８号	技能講習
21	酸素欠乏危険作業主任者(第１種)	令別表第６の第１種酸欠作業場所における作業	技能講習
	酸素欠乏危険作業主任者(第２種)	令別表第６の第２種酸欠作業場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業	技能講習
22	有機溶剤作業主任者	令別表第６の２に掲げる有機溶剤の製造、取扱い作業	技能講習
23	石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業m試験研究のため製造する作業	技能講習

※化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習上記以外はボイラー技士免許(特級・１級・２級)、第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)